

【夏合宿第3問】

Xは、元S村村長及び同村のある中学校の建設工事委員長であった。Yは元同村助役および同工事委員会の工事副委員長としてXを補佐していた。

両名は、当時同村収入役として出納その他の会計事務を掌り、傍ら前示中学校建設工事委員会の委託を受け同行建設資金の寄付金の受領、保管その他の会計事務を管轄していたZと共謀のうえ、同人が学校建設資金として受け取り業務上保管していた寄付金合計23万円のうち、8万円を自らの宴会費用にあてた。

X及びYの罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁昭和32年11月19日第三小法廷判決